

# ふじのくにづくり支援センター 中期計画

令和6年3月

一般社団法人ふじのくにづくり支援センター

(静岡県土地公社)

(静岡県道路公社)

(静岡県住宅公社)

## 目 次

|   |      |       |    |
|---|------|-------|----|
| 1 | センター | ..... | 1  |
| 2 | 土地公社 | ..... | 9  |
| 3 | 道路公社 | ..... | 13 |
| 4 | 住宅公社 | ..... | 18 |

## 第1編 一般社団法人ふじのくにづくり支援センター

### 1 経営方針

○「お客様と共に歩む」の基本理念に基づき、センター及び三公社の直接のお客様や地域住民の皆様、広くは県や市町、県民の皆様に対してセンター及び三公社ができる最高のサービスを提供し、地域社会に信頼され、健全に成長することを目指していく。

(1) 安全・安心で、快適な生活環境の実現に貢献

・センター及び三公社は、事業を迅速、適切に実施し、常に安全・安心で快適な生活環境の実現を目指していく。

(2) ホスピタリティのこころ

・センター及び三公社の職員は、お客様を尊重し、公平、公正、誠実な行動を取ることが規範とし、お客様のみならず、全ての人に対してホスピタリティの精神で接するセンター及び三公社の文化を育てる。

(3) 環境や社会との共生

・センター及び三公社は、法令を遵守するとともに地球環境や地域社会と共生を図るなど、社会の一員としての責務を果たしていく。

(4) 事業実施に伴うリスクの防止と発生時の迅速な行動

・センター及び三公社は、事業実施に伴うリスクを分析し、未然防止に努める。また、実際に発生した場合は、影響の最小化に向け迅速に対応する。

○用地担当は、土地公社が培った用地取得等に関する専門的知識やノウハウを有効に活用して、県、市町などが実施する基盤整備事業の支援を行い、地域の活性化に寄与することを目指していく。

○インフラ技術支援担当は、発注者支援業務等を通じ、地方公共団体の技術職員の不足等の課題解決を支援する。

これまでの実績により発注者である地方公共団体の評価を得て業務受注に繋がっているが、安定的な事業確保に向けた取り組みを引き続き実施していく。

○住宅担当は、住宅公社が管理する県営住宅、市町営住宅及びUR賃貸住宅などの公的な住宅について、高齢者等生活支援や外国人入居者支援を通じて、居住者が安心して生活できるような環境づくりに取り組む。

## 2 経営目標

| 経営方針       | 経営目標  |     |
|------------|---|-----|
| 健全経営の維持    | ・ 経常利益の確保                                     | 毎年度 |
| 安定した事業量の確保 | ・ 地籍調査支援事業及びインフラ支援事業等の充実・強化を図るため、積極的な受注活動を行う。 | 毎年度 |

## 3 重点事業

### (1) 総務担当

| 重点事業             | 課題及び対応方針  |
|------------------|---|
| センター及び三公社の一体化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 推進会議及びプロジェクトチームに設置しているタスクフォースを中心に、多くの職員が参画して、一体化に向けた具体的取組を進めていく。なお、出先機関においても東部と西部の地域タスクフォースにおいて、出先機関がお互いに協力して、現場の実状に即した取組を進める。</li> <li>・ プロジェクトチームに三公社をとりまとめる総括リーダーをおき、事務所移転、一体化、デジタル化、戦略広報等の重点事項について連携を図りながら推進する。</li> <li>・ 一体感の醸成に資する戦略広報を実施する。</li> <li>・ 職員が他公社及びセンターの事業について関心を深めるための広報、研修等の取組を実施する。</li> </ul>  |
| 働き方改革等への対応       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様な働き方の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マジックコネクトの活用など在宅勤務制度及び時差通勤制度の充実を図り、多様な働き方の実現を図る。</li> </ul> </li> <li>○ 業務のデジタル化の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休勤怠管理、文書管理などの業務のデジタル化を図り、職員の利便性を高める。</li> <li>・ テレビ会議システムの充実、職員への普及を図り、移動時間の削減等による職員の負担軽減及び業務の効率化を図る。</li> </ul> </li> <li>○ 働きやすい環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 残業時間の上限（月 45 時間・年間 360 時間）を超えないよう業務量に見合った事務分掌、人事配置等を考慮する。</li> <li>・ 年次有給休暇を年 5 日以上確実に取得できるよう休暇を取得しやすい職場環境を醸成する。</li> <li>・ 子育てしやすい職場の環境づくりを進める。</li> </ul> </li> <li>○ 嘱託員の処遇の改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正職員と嘱託員との間の待遇差の解消について、社会情勢を注視しつつ対応を検討する。</li> </ul> </li> </ul> |

|         |   |
|---------|---|
|         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・嘱託員の勤務条件について、年齢や経験年数を考慮したものとなるよう、また退職金制度等について見直しを行う。</li> </ul>   |
| 戦略広報の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○職員一人ひとりが「広報パーソン」の意識を醸成</li> <li>・必要な情報を必要な時期に発信できるよう職員一人ひとりが常にアンテナを高く張って業務に臨む。</li> <li>・センター・三公社の戦略広報ガイドラインを毎年度見直し、実施計画を策定する。</li> <li>・各部広報担当者による広報会議を定期的に行い、情報の共有を図るとともに、適切な広報を実施する。あわせて、重要事項は職員全員で共有する。</li> <li>・全職員を対象とした広報研修会の開催。</li> <li>・令和5年度に刷新したセンターのホームページを常に更新して新しい情報を提供する。</li> <li>○センター・三公社の施策を推進する気運を盛り上げる広報</li> <li>・支援センターだよりを活用した情報発信を行う。</li> </ul> |

## (2) 用地担当

| 重点事業     | 課題及び対応方針   |
|----------|--|
| 地籍調査支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○安定した事業量の確保</li> <li>・国土調査法第19条5項指定制度による既存の公共測量成果を活用した地籍整備の支援</li> <li>・認証遅延地区の解消を支援、市町における未完了の地籍調査をサポート</li> <li>・市町のニーズを踏まえた地籍調査支援業務の拡大。</li> </ul> |
| 新規事業の確保  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県や市町のニーズを踏まえ、土地公社が有するノウハウを活用した用地業務に関連する事務支援の提案などによる新規事業の確保を目指す。</li> </ul>   |

## (3) インフラ技術支援担当

| 重点事業             | 課題及び対応方針   |
|------------------|--|
| 発注者に寄り添った支援業務の実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>受注を継続的に獲得していくため、支援業務の実施に当たっては、常に発注者に寄り添った支援に取り組む。</li> <li>・支援業務の実施にあたっては、発注者の満足度を向上させるため、業務内容に対する要望を聴取することに心掛け、丁寧に対応する。</li> <li>・発注者のニーズを的確に捉える努力と、そのニーズに応える業務の実施に取り組む。</li> <li>・職員の技術力強化に取り組む。</li> </ul> |

(4) 住宅担当

| 重点事業       | 課題及び対応方針   |
|------------|--|
| 高齢入居者支援事業  | <p>県営住宅等の集会所を活用し、健康増進及び外出するきっかけづくりとして高齢者の居場所づくりを支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>高齢者ふれあい講座等（管理戸数 100 戸以上の未実施団地を対象とした開催）</b></li> <li>・ 見守り支援サービスの検討（訪問サポートサービス等）</li> <li>・ 血圧測定運動</li> <li>・ 集会所ミニ図書館</li> <li>・ 行政の福祉部局や地域包括支援センターなどの支援組織と連携したサポート</li> </ul> |
| 外国人入居者支援事業 | <p>県営住宅等の外国人入居者が、生活習慣の違いや言葉の障壁に困ることなく生活していけるよう <b>アンケート調査によりニーズを把握し、国際交流協会等と連携して支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入居者支援（ポルトガル語通訳職員の配置）</li> <li>・ 通訳、翻訳業務（自治会文書、工事のお知らせ等）</li> <li>・ 訪問サポートサービス（個別訪問による困り事相談）</li> <li>・ 外国人向け防災講座</li> <li>・ 多言語化の推進</li> </ul>   |

4 リスク管理（懸案事項）

(1) 総務担当

| 事業名           | 課題及び対応方針  |
|---------------|---|
| 静岡中央ビルの建て替え   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>静岡中央ビル建て替えのスケジュールにあわせて、移転先の具体的な検討、引越しに向けた準備を進める。</b></li> <li>・ 事務所の移転を踏まえて社内ネットワークシステムの更新、保管文書等の整理整頓を進める。</li> </ul>                                     |
| 業務が継続できる体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 嘱託員が多い中、給与、出納等の総務業務を中断することなく継続していく執行体制を整える。</li> <li>・ 嘱託員全員がセンター雇用であることから、総務課と経理課の間での職員の配置換え、各課内での担当業務の交換等により幅広いキャリアを積むことで持続性を確保する。</li> </ul>              |
| コンプライアンスの徹底   | <p>○職員一人ひとりがコンプライアンス意識を持って行動する。特に、管理監督者は、部下職員の模範として、高い倫理意識を持って行動する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全職員を対象としたコンプライアンス研修会、所属別意見交換会等を実施する。</li> <li>・ 新規採用職員及び嘱託員を対象とした研修を実施する。</li> </ul> |

|  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証及び車検証の有効期限、自転車保険の加入状況を定期的に確認する。</li> <li>○コンプライアンスに抵触する問題が起きた場合は、最優先で解決に臨む。</li> </ul> |
|--|---|

(2) 用地担当

| 事業名    | 課題及び対応方針   |
|--------|--|
| 地籍調査支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地籍事業の休止中市町など、県と連携し新規事業箇所の拾い出しや法 19 条 5 項制度の継続した受注活動の実施。</li> <li>・全市町を訪問し、市町のニーズに応じた支援の拡大。</li> <li>・業務の受託継続に合わせた体制維持、職員の資格取得や研修参加等によるスキルアップ。</li> </ul> |

(3) インフラ技術支援担当

| 事業名             | 課題及び対応方針  |
|-----------------|---|
| 中長期的に安定した業務量の確保 | <p>中長期的に安定した業務量を確保するため、継続的に次のことに取組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援業務の受託は、各自治体の予算や事業時期に影響されるため、常にアンテナを高くして情報収集に努める。</li> <li>・営業活動により県・市町のニーズを的確に捉え、発注者の満足度が高い支援を行う。</li> <li>・大規模災害発生等により技術者が不足する県・市町に積極的に営業活動を実施する。</li> <li>・県と連携し、支援センター活用のための情報を発信する。</li> </ul> |

(4) 住宅担当

| 事業名     | 課題及び対応方針  |
|---------|---|
| 新規事業の開拓 | <p>センターでは住宅部門の収益事業が実現していない。今後、センターの基本理念「お客様と共に歩む」に合致し、法令や定款上住宅公社では実施できず、かつ収益性がある(収支が赤字になるリスクが低い)という条件に当てはまる新規事業の開拓を目指す。</p> |

## 5 将来展望

### (1) 総務担当

| 区 分               | 対応方針   |
|-------------------|--|
| 安定した経営のための組織体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来にわたり安定した事業量が確保できる仕組みの構築について、各担当において引き続き国、県・市町と一体となって取り組む。</li> <li>・事業量の増加等に対応して、正規職員等の採用等も視野に入れ、安定した組織体制を検討していく。</li> </ul> |
| センター及び三公社の一体化     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・三公社間の人事交流や派遣の促進、デジタル化の推進により、センター及び三公社の一体化を進める。</li> </ul>  |

### (2) 用地担当

| 区 分      | 対応方針   |
|----------|--|
| 地籍整備の促進  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第7次国土調査十箇年計画（R2～R11）」における県全体の地籍整備促進に向けた支援を継続する。</li> </ul>  |
| 新たな事業の開拓 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要なニーズを把握とともに、過去の課題を解決した手法などノウハウの継承・有効活用を提案し、地域の活性化を支援。</li> <li>・用地職員の不足している機関に対して、土地公社のノウハウを活かした用地事務支援など提案。</li> </ul> |

### (3) インフラ技術支援担当

| 区 分         | 対応方針  |
|-------------|---|
| 支援業務の安定的な受注 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な営業活動により各自治体のニーズを把握の上、対応可能な体制を確立し、発注者支援業務の受注量確保を図る。</li> <li>・発注者が求めるニーズに応えることにより、継続的で安定的な受注量を確保する。</li> </ul> |
| 新たな支援業務の開拓  | <p>公共工事発注関係事務以外の業務の受注も目指す。<br/>           (例：技術者不足に対応した発注業務以外の業務を含む支援業務等（パトロール業務、行政書類等の審査業務など）)</p>   |

### (4) 住宅担当

| 区 分                     | 対応方針  |
|-------------------------|---|
| 高齢入居者支援事業<br>外国人入居者支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年同じ団地ではなく、小規模な団地も対象とし、きめ細かなサービスを提供</li> <li>・市町営住宅の新規受託に伴い、サービス提供の回数(件数)を拡大</li> <li>・長年継続的に事業を実施している団地については、自治会主</li> </ul> |

|         |   |
|---------|---|
|         | 導による事業を支援<br>・団地自治会や社会福祉協議会等の自主的な取組み及び地域への拡大を支援<br>・行政の福祉部局や国際交流協会と連携し、新たなメニューを開発 |
| 新規事業の開拓 | ・新規事業の実現を目指す<br>例) 発注者支援業務、高齢者支援事業など  |

## 6 収支見込

◎今後の損益見込

(単位：百万円)

| 年度<br>区分 | R 5<br>計画 | R 5<br>見込 | R 6<br>見込 | R 7<br>見込 | R 8<br>見込 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業収益     | 98        | 106       | 108       | 109       | 109       |
| 費用       | 99        | 94        | 103       | 103       | 103       |
| 経常損益     | △1        | 12        | 5         | 6         | 6         |

## 7 組織体制

(総務担当)

- ・令和5年度までに、総務部のすべての嘱託職員をセンター採用とした。これにより、総務部門の職員は、総務課と経理課の両方の業務に柔軟に対応できる体制となった。
- ・総務部門(総務課、経理課)の県派遣職員、公社職員についても、将来的にセンターの所属とすることが可能か県との調整、派遣制度の検討等を行う。

(用地担当)

- ・平成29年度から地籍調査事務担当として、嘱託登記事務経験のある嘱託員1名を採用。
- ・今後、**受託事業量の増加が見込まれる場合は、事業量に見合った増員等、実施体制について検討**していく。

(インフラ技術支援担当)

- ・令和5年度は、2人の管理技術者と5人(本社3人・浜松駐在2人)の担当技術者で**20件の業務を処理**。
- ・令和6年度以降は、欠員1人分を補充し、大規模災害対応などで技術者が不足する自治体の要望に対応できる体制を整える。

## ◎今後の職員数推移（見込み）

（単位：人）

|                      |      | R 5       | R 6     | R 7     | R 8     |
|----------------------|------|-----------|---------|---------|---------|
| 総務                   | 正規職員 | (7)       | (9)     | (9)     | (9)     |
|                      | 嘱託職員 | 8         | 8       | 8       | 8       |
|                      | 計    | 8 (7)     | 8 (9)   | 8 (9)   | 8 (9)   |
| 用地                   | 正規職員 | (2)       | (2)     | (2)     | (2)     |
|                      | 嘱託職員 | 1         | 1       | 1       | 1       |
|                      | 計    | 1 (2)     | 1 (2)   | 1 (2)   | 1 (2)   |
| イン<br>フラ<br>技術<br>支援 | 正規職員 | (5)       | (5)     | (5)     | (5)     |
|                      | 嘱託職員 | 6 *       | 6       | 6       | 6       |
|                      | 計    | 6 (5) *   | 6 (5)   | 6 (5)   | (5)     |
| 住宅                   | 正規職員 | (2)       | (2)     | (2)     | (2)     |
|                      | 嘱託職員 |           |         |         |         |
|                      | 計    | (2)       | (2)     | (2)     | (2)     |
| 合計                   | 正規職員 | (16)      | (18)    | (18)    | (18)    |
|                      | 嘱託職員 | 15        | 15      | 15      | 15      |
|                      | 計    | 15 (16) * | 15 (18) | 15 (18) | 15 (18) |

※（ ）は併任職員

※ \*印は欠員1人を含む。

※ 職員数については、今後の事業量に応じて柔軟に対応する。

## 第2編 静岡県土地公社

### 1 経営方針

#### (1) 公社経営の健全化

「安定した事業量の確保」と経営の効率化に努め、健全経営の推進を図る。

#### (2) 公共事業用地等の確実な取得

用地取得分野における県の補完・代行機能を担う唯一の専門機関として、その専門性・機動性・柔軟性を発揮し、本県の社会基盤整備の根幹である公共事業用地の計画的・効率的な取得に努める。

### 2 経営目標

| 経営方針              | 経営目標   |                      |
|-------------------|--|----------------------|
| 公社経営の健全化          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業損益の改善</li> <li>・ <b>公有地取得実績 30 億円以上の確保</b></li> </ul> | 毎年度                  |
|                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県交通基盤部長等への要望活動</li> <li>・ 国など関係機関への PR 活動</li> </ul>    | 年 1 回以上              |
|                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>市町への戦略的な PR 活動を実施</b></li> </ul>                     | 各市町<br>年 1 回以上       |
| 公共事業用地等の<br>確実な取得 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業量に応じた執行体制の確保</li> </ul>                               | 毎年度<br>(R6 職員 1 名採用) |
|                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門知識の習得に向けた研修受講</li> </ul>                              | 年 1 回以上<br>(各職員)     |

(金額単位：億円)

| 用地補償費      |      | R 4<br>実績 | R 5<br>決算見込 | R 6<br>当初計画 | R 7<br>見込 | R 8<br>見込 |
|------------|------|-----------|-------------|-------------|-----------|-----------|
| 公有地取得額     |      | 19.32     | 19.23       | 47.40       | 30        | 30        |
| 事業量の<br>確保 | 国事業  | 6.75      | 3.75        | 5.66        | 8         | 6         |
|            | 県事業  | 4.19      | 13.48       | 28.74       | 15        | 15        |
|            | 市町事業 | 3件        | 1件          | 2件          | 3件        | 5件        |
|            |      | 7.82      | 2.00        | 13.00       | 7         | 9         |

・ R 7 以降の国事業は計画額による。市町事業の受託により総額 30 億円を確保。

・ R 6 市町事業は、大規模街路事業（長泉町）の取得見込みのため突出。

### 3 重点事業

| 重点事業              | 課題及び対応方針   |
|-------------------|--|
| 公有地取得事業<br>受託用地事業 | <p>○国、県及び市町からの事業量確保</p> <p>1 国土交通省<br/>           国道 474 号 水窪佐久間道路 (R6, R7, R8)<br/>           国道 414 号 河津下田道路 (R6, R7, R8)<br/>           国道 1 号 東駿河湾環状道路 (R6)<br/> <b>国道 246 号 裾野バイパス (R7, R8)</b></p> <p>2 県<br/>           (都) 志太中央幹線 (R6, R7)<br/>           (都) 田端宝野線 (R6, R7)<br/> <b>(都) 金岡浮島線 (R6, R7, R8)</b> などの先行取得事業等</p> <p>3 市町<br/> <b>菊川市 市道 青葉通り嶺田線 (R6, R7, R8, R9, R10)</b><br/>           長泉町 町道 北部幹線整備 (R6)<br/>           裾野市 JR 御殿場線 岩波駅周辺整備 (R6) など</p> |
| 新規事業の確保           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>県との連携による新規事業の営業活動。</b></li> <li>・ <b>特に可能性の高い市町への訪問による積極的な受注活動に重点を置き、新規事業を受託するための情報収集。</b></li> <li>・ 静岡県用地連絡協議会の協力による公社 PR 活動。</li> <li>・ センター用地担当と連携した受注活動。</li> </ul>   |
| 戦略広報の推進           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安定した事業量確保のため、全市町への受注活動に加え、首長・副市長会議への出席、更にトップセールス等の戦略的な広報を実施する。</li> <li>・ 公共事業用地の取得は県土発展のために必要不可欠な業務であることから、公社 HP などを通じ、事業成果等の情報発信を行う。</li> <li>・ 職員一人ひとりが広報の重要性を認識し、広報パーソンとしての意識を高めた広報活動を行う。</li> </ul>  |

### 4 リスク管理（懸案事項）

| リスク管理       | 課題及び対応方針  |
|-------------|---|
| 決算の健全性確保    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>毎年度 30 億円以上の公有地取得実績を確保・継続し、事業損益における黒字化を目指す。</b></li> <li>・ 公有地取得事業等における <b>事務費算定方式の改善、新たな委託方式の提案等</b>により、事務費収入の向上。</li> </ul> |
| コンプライアンスの徹底 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理監督者は、部下職員の模範として、高い倫理意識を持って行動する。</li> </ul>   |

|  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利者に対しては、「法人や個人、年齢や性別」等を問わず、公社の役割や事業目的、個別の補償内容等の情報について、正確かつ丁寧な対話や補償説明を実施する。</li> <li>・公社への信頼を維持するため、知り得た権利関係に関する個人情報等についての守秘義務を遵守する。</li> <li>・用地補償費の積算については、『公共事業の施行に伴う損失補償基準』等に基づき、公平かつ公正な算定を行う。</li> </ul> |
|--|---|

## 5 将来展望

| 区 分           | 対応方針  |
|---------------|---|
| 新規事業の受託に向けた取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>受託した事業の確実な用地取得を行うことで、新規大型事業の受託を目指す。</b><br/><b>遠州灘海浜公園、東駿河湾環状道路（新規工区）、国道 246号（裾野バイパス）、浜松湖西豊橋道路、巴川（麻機遊水地）</b>など</li> <li>・事業施行者との連携強化を緊密に行い、緊急的な事務支援にも可能な限り対応できる体制を維持する。</li> <li>・土地造成事業を含めた公社ノウハウの継承とともに、センター用地担当と連携し、市町のニーズに見合う支援を提案。</li> <li>・市町公社が将来的に廃止、解散する場合の県公社活用策について、戦略的な PR 活動を実施。</li> </ul> |

## 6 収支見込

- ・受託する事業の確保と確実な履行により、毎年度の当期純利益を確保。
- ・ **公有地取得実績 30 億円を確保**し、継続した取得実績を積み重ね、**事業収益の改善、黒字転換を目指す。**

金額単位：百万円

| 売却予定残額   |      | 事業施行者への売却年度                       |       |       |       |       |       |       |
|----------|------|-----------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|          |      | R 5                               | R 6   | R 7   | R 8   | R 9   | R 10  | R 11  |
|          |      | 1,652                             | 1,651 | 928   | 773   | 465   | 0     | 0     |
| 用地取得年度   | R 6  | 公有地取得実績<br>年間30億円<br>[750百万円×4力年] |       | 750   | 750   | 750   | 750   |       |
|          | R 7  |                                   |       |       | 750   | 750   | 750   | 750   |
|          | R 8  |                                   |       |       |       | 750   | 750   | 750   |
|          | R 9  |                                   |       |       |       |       | 750   | 750   |
|          | R 10 |                                   |       |       |       |       |       | 750   |
| 売却計      |      | 1,652                             | 1,651 | 1,678 | 2,273 | 2,715 | 3,000 | 3,000 |
| 事業収益     |      | 1,664                             | 1,660 | 1,678 | 2,273 | 2,715 | 3,000 | 3,000 |
| 事業原価     |      | 1,676                             | 1,639 | 1,668 | 2,252 | 2,683 | 2,957 | 2,957 |
| 販売・一般管理費 |      | 44                                | 45    | 30    | 30    | 30    | 30    | 30    |
| 事業損益     |      | ▲ 56                              | ▲ 23  | ▲ 19  | ▲ 9   | 1     | 12    | 12    |
| 事業外収入    |      | 38                                | 38    | 27    | 26    | 26    | 26    | 26    |
| 経常損益     |      | ▲ 18                              | 13    | 7     | 16    | 27    | 37    | 37    |

(R5補正)

(R6計画)

事業収益改善  
[黒字転換]

## 7 組織体制

- 安定した事業量確保の実現により、**事業損益において黒字計上が見込まれる場合は、事業量に見合った増員等、実施体制について検討**していく。
- 用地の専門性を維持するため、正規職員の退職者補充や執行体制を維持するための嘱託職員の採用など、用地職員として適性ある人材の確保に努めていく。
- 令和6年度から正規職員採用1名増。**

◎今後の職員数見込（用地部）

（単位：人）

|      | R 5 現在 | R 6 見込 | R 7 見込 | R 8 見込 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 正規職員 | 3      | 4      | 4      | 4      |
| 嘱託職員 | 6      | 5      | 5      | 5      |
| 計    | 9      | 9      | 9      | 9      |

※令和6年度から正規職員1名増。

※令和8年度末正規職員1名退職（令和9年度1名採用）。

## 第3編 静岡県道路公社

### 1 経営方針

- 安全・安心の確保、観光事業との連携強化、景観保全等により、国内外から人を惹き付ける魅力の高い有料道路を運営するとともに、効率的な組織体制を維持し、お客様に対する質の高いサービスの提供と地域の発展への寄与による公社事業の健全な成長を図る。
- そのため、将来ビジョンの経営戦略ポイントに位置付ける「健全経営の実現」、「安全で安心なサービスの提供」、「国際化にも対応した魅力ある道路」及び「地元とともに行う地域振興」の4項目を基本的な経営方針とする。

#### (1) 健全経営の実現

- ・既存事業の収益確保
- ・新規の有料道路事業の実現

#### (2) 安全で安心なサービスの提供

- ・安全で安心な道路への整備や維持管理への取組み
- ・道路防災対応

#### (3) 国際化にも対応した魅力ある道路

- ・「魅力・価値の掘り起こし」、「周辺地域・施設との連携」による利用促進
- ・戦略的な広報（記者資料提供、公社ホームページの持続的な内容改善、SNS投稿等）による利用者サービスの向上と魅力・価値の発信

#### (4) 地元とともに行う地域振興

- ・周辺地域の観光振興への取組み（地域への誘客、有料道路を活用した地域振興企画の実現）

### 2 経営目標

| 経営方針            | 経営目標                           |               |
|-----------------|--------------------------------|---------------|
| 健全経営の実現         | ・経常利益の確保（予算達成）                 | 毎年度           |
|                 | ・ <b>新たな中期計画（新グランドデザイン）の策定</b> | <b>R7年度まで</b> |
| 安全で安心なサービスの提供   | ・全道路のパトロール                     | 週1回以上         |
|                 | ・雨季前点検                         | 年1回以上         |
| 国際化にも対応した魅力ある道路 | ・道路利用台数の対前年増（特別な事象発生時を除く）      | 毎年度           |
|                 | ・全道路へのキャッシュレス決済導入              | R7年度まで        |
| 地元とともに行う地域振興    | ・地域との <b>新しい</b> 観光連携企画の実施     | 年1回以上         |

### 3 重点事業

| 重点事業     | 課題及び対応方針   |
|----------|--|
| 有料道路事業   | <p>○静浦有料道路事業の推進【R6～R8】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路設計や全体工程管理への積極的関与【R6～R8】</li> </ul> <p>○伊豆中央道・修善寺道路へのETC導入【R6～R8】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画の策定、詳細設計、交通量調査等の実施【R6～R7】</li> <li>・関係機関との協議、設備の設置工事の実施【R6～R8】</li> </ul> <p>○伊豆中央道・修善寺道路のETCX利用率の向上【R6～R8】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回数券からの転換促進策の継続【R6～R8】</li> <li>・登録、利用方法の広報、ETCX認知度の向上【R6～R8】</li> </ul> <p>○イベント連携による浜名湖新橋の利用促進【R6～R8】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年3月～6月開催「浜名湖花博2024」との連携による無料通行措置の実施、利用増加に向けた分かりやすいルート案内、広報、おもてなし装飾等の実施【R6】</li> <li>・周辺施設等で実施されるイベント主催者と連携し、案内掲載等でアクセス性の良さをPR、利用促進【R6～R8】</li> </ul> |
| 一般自動車道事業 | <p>○伊豆スカイライン料金所再編事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・料金所再編及び料金改定について国土交通省から事業変更（料金変更）認可を取得【R6】</li> <li>・新亀石峠料金所建築工事、道路改良工事の実施【R6～R7】</li> <li>・キャッシュレス決済（簡易型ETCX）の導入【R6～R7】</li> <li>・令和7年10月新料金体系開始に向けた準備【R6～R7】</li> </ul> <p>○箱根スカイライン料金改定の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・料金改定について国土交通省から料金変更認可を取得【R6】</li> <li>・令和6年12月新料金開始に向けた準備【R6】</li> </ul> <p>○箱根スカイライン貸切使用の実績増加と運用強化【R6～R8】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸切使用の広報の強化、企業・関係団体への働き掛け、運用方法のブラッシュアップ等【R6～R8】</li> </ul>   |
| 高架下施設事業  | <p>○利用者のニーズに応える継続的な収益確保【R6～R8】</p>   |
| 戦略広報の推進  | <p>○戦略広報ガイドラインに従った積極的な情報発信による効果的な広報【R6～R8】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集した広報写真等を活用して有料道路の魅力を広く発信し、道路への来訪意欲を醸成する広報の実施（カレンダーなど広報媒体の積極活用等）【R6～R8】</li> <li>・ホームページ・SNSその他メディアを最大限に活用し、地域の季節情報や旬な情報を積極的に発信し、道路の利用を促進する広報の継続【R6～R8】</li> </ul>   |

|                      |  |
|----------------------|--|
| <p>道路の利用促進に向けた取組</p> | <p>○関係機関との事業連携強化・観光振興への貢献【R6～R8】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊豆・箱根・西湘地区有料道路利用促進連絡協議会、NEXCO 中日本、箱根ターンパイク等との連携事業の継続</li> <li>・<b>新たな地域連携取組の検討、実施【R6～R8】</b></li> </ul> <p>○お客様満足度向上に向けたおもてなし向上策【R6～R8】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・料金所係員に対する接客応対研修の実施【R6】</li> <li>・伊豆スカイライン等道路沿線美化清掃等の実施【R6～R8】</li> </ul> <p>○キッチンカー誘致等により伊豆スカイライン駐車場の付加価値を高める取組の実施【R6～R8】</p> |
|----------------------|--|

#### 4 リスク管理（懸案事項）

| 事業名                | 課題及び対応方針   |
|--------------------|--|
| <p>インフラ長寿命化対策</p>  | <p>○道路公社全体の計画的な維持管理（アセットマネジメント）の実行【R6～R8】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定点検等の実施【R6】<br/>（橋梁点検・道路付属物点検・路面性状調査 等）</li> <li>・経年劣化した施設の更新・修繕【R6～R8】<br/>（トンネル設備・舗装・橋梁塗替 等）</li> </ul>   |
| <p>健全経営に向けた取組</p>  | <p>○新グランドデザインの総括【R6～R7】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新グランドデザインの実施効果と課題の整理【R6～R7】</li> <li>・新たな中期計画の策定【R7】</li> </ul>  |
| <p>コンプライアンスの徹底</p> | <p>○職員に対するコンプライアンスの徹底【R6～R8】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理監督者は、部下職員の模範として、高い倫理意識を持って行動する。</li> <li>・毎年、道路公社職員にコンプライアンス研修の実施、公社事業の公益性を認識</li> </ul> <p>○料金徴収業務委託の不正防止対策の継続【R6～R8】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・料金所係員の制服ポケットレス化の徹底</li> <li>・カメラ映像による料金所業務チェックの実施</li> <li>・帳票の照合確認による不正処理チェックの実施</li> </ul> |

## 5 将来展望

| 区 分          | 対応方針   |
|--------------|--|
| 有料道路事業       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「静浦有料道路」の建設事業に早期着手し、交通ネットワーク整備に寄与、行政を補完する役割を果たして継続的な事業運営を実施</li> <li>・浜名湖新橋における経営改善に向けた取組として、県、浜松市、周辺地域及び施設と連携して利用を促進</li> </ul> |
| 一般自動車道事業     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊豆スカイライン料金所再編事業及び両道路の料金改定による料金体系の簡素化と、キャッシュレス決済の導入によるお客様サービス向上により、安全・安心で魅力ある道路を実現し、持続的な運営と当期利益を確保</li> </ul>                     |
| 業務量に応じた適正な組織 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規事業確保等による事業量の変化に応じ、管理する道路数に適した人員配置等を検討、実施</li> </ul>  |

## 6 収支見込

- ・有料道路事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響からはほぼ回復し、償還準備金繰入は確保できる見通し。
- ・一般自動車道事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響からの回復が遅れている。令和5年度は赤字の見込みであるが、高架下施設事業の当期利益により、全体では黒字が確保できる見込み。
- ・令和6年度は、伊豆スカイライン料金所再編事業や特に経年劣化が激しい箱根スカイラインの舗装修繕に多額の経費を投入することから、当期利益が赤字となる見込み。
- ・令和7年度及び8年度は、伊豆スカイライン及び箱根スカイラインの料金改定と伊豆スカイライン料金所再編等の運用開始により、当期利益は黒字が確保できる見込み。

### ◎有料道路事業 償還見込

(単位：百万円)

| 区分 \ 年度 | R 5 計画 | R 5 見込 | R 6 見込 | R 7 見込 | R 8 見込 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 償還準備金繰入 | 601    | 695    | 458    | 404    | 426    |

### ◎一般自動車道事業・高架下施設事業 損益見込

(単位：百万円)

| 区分 \ 年度  | R 5 計画 | R 5 見込 | R 6 見込 | R 7 見込 | R 8 見込 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一般自動車道事業 | 11     | ▲17    | ▲99    | 5      | 14     |
| 高架下施設事業  | 20     | 22     | 22     | 22     | 22     |
| 当期利益     | 31     | 5      | ▲77    | 27     | 36     |
| 剰余金      | 5,963  | 5,937  | 5,860  | 5,887  | 5,923  |

## 7 組織体制

- ・ 有料道路、一般自動車道の維持管理等を行うために必要な人員を確保する。
- ・ **基本的に令和5年度現在の体制を維持しつつ、令和10年度から始まる「静浦有料道路」の建設事業担当として、2人の増員採用と体制整備に取り組む。**

令和5年度は正規職員の普通退職者1人（令和6年度に補充予定）

◎今後の職員数見込

(単位：人)

|      | R 5 現在 | R 6 見込 | R 7 見込 | R 8 見込 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 正規職員 | 13     | 13     | 15     | 15     |
| 派遣職員 | 2      | 2      | 2      | 2      |
| 嘱託職員 | 15     | 15     | 15     | 15     |
| 計    | 30     | 30     | 32     | 32     |

## 第4編 静岡県住宅公社

### 1 経営方針

- 「お客様と共に歩む」の基本理念のもと、県営住宅など公営住宅等の管理を通じ住宅セーフティネットの一翼を担い、住宅行政の補完機関としての機能を果たす。
- 高齢者等入居者の生活支援など質の高いサービスの提供により、安全・安心で快適な住環境の実現を図るため、公社の事業を継続・発展させていく。
- 県営住宅に加え市町営住宅の管理を行うことにより、公営住宅等管理における県全体の効率化・最適化に取り組む。
- 地震や風水害等の災害、経済情勢の変化など、事業に伴うリスクにあらかじめ備えることにより、安定した経営基盤とともに、お客様の安全・安心と利便性を確保する。
- これらの目的を実現するため、「快適な住環境の提供」、「地域への貢献」、「健全経営の維持」及び「業務量に即した組織体制の確保」の4項目を経営方針とする。

#### (1) 快適な住環境の提供

- ・県営住宅や市町営住宅の管理事業について、入居する高齢者、外国人などに対する生活支援事業を充実し、住環境の向上を図る。
- ・施設の維持・修繕を計画的かつ迅速に対応するなど、適確な施設管理を実施する。
- ・ICTの活用により、サービス向上と業務の効率化を目指す。

#### (2) 地域への貢献

- ・市町との連携による高齢者等の生活支援、警察署との連携による防犯講座、防災局との連携による防災講座開催などにより、地域の自治力、防犯力、防災力を高めることで、地域への貢献を果たしていく。
- ・外国人入居者支援事業等を通じて、団地に居住する外国人と地域住民が、生活習慣や言葉の障壁を超えて、共に手を携えて生活していくことができるよう取り組む。

#### (3) 健全経営の維持

- ・経常収支の黒字を継続し経営の安定化を図る。

#### (4) 業務量に即した組織体制の確保

- ・事業を継続して実施するため、業務の量及び内容に即した職員を配置する組織体制を確保する。
- ・長期の事業計画及び収支見込を踏まえ、正規職員及び嘱託員の定員を管理する。

- 今後も、公営住宅等の管理を継続し、住宅行政の補完機関としての機能を果たしていくため、健全な経営を維持し、時々の社会ニーズに応じたサービスを提供していく。

## 2 経営目標

| 経営方針           | 経営目標（毎年度）              |             |
|----------------|------------------------|-------------|
| 快適な住環境の提供      | ・高齢者ふれあい講座の開催          | 12回以上       |
|                | ・外国人入居者支援事業            | 3回以上        |
| 地域への貢献         | ・団地巡回（建物、駐車場等の外観確認）の実施 | 全団地月1回以上    |
|                | ・緊急修繕依頼への即日発注の割合       | 100%        |
| 健全経営の維持        | ・経常利益                  | 2,000万円以上確保 |
|                | ・流動比率（流動資産/流動負債）       | 200%以上      |
| 業務量に即した組織体制の確保 | ・必要な正規職員、嘱託員の確保        | 欠員0人        |

## 3 重点事業

| 重点事業             | 課題及び対応方針  |
|------------------|---|
| 県営住宅等管理事業        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、外国人入居者に対する支援の充実及び新たな事業の実施</li> <li>・<b>空家の削減への取組み（空き住戸の要因分析及び入居申込時のアンケート等の分析・検証・県への提案及びホームページの充実など）</b></li> <li>・<b>制度改正（単身入居の年齢制限撤廃、連帯保証人制度の廃止、子育て世帯の要件緩和）の効果検証</b></li> <li>・外国人留学生と日本人学生の混住寮など、目的外使用による空部屋の有効活用への貢献</li> <li>・団地巡回等による危険個所の早期発見、入居者の事故防止及び施設の延命化を県へ提案</li> <li>・<b>災害時における被災状況の早期情報収集</b><br/><b>スマートフォンを活用したメール配信による情報収集訓練の実施</b></li> </ul> |
| 市町営住宅管理事業        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効率性及び採算性を考慮し、県営住宅設置市町を対象に受託を拡大。<b>R7までに新たに3市町からの受託を目指す</b>（候補：長泉町、富士宮市、牧之原市等）</li> <li>・<b>適正な維持管理の継続</b>及び県営住宅管理のノウハウを活かし、入居者に対するサービスを向上</li> <li>・県営住宅と同じく、高齢者等に対する支援の充実、空家の削減、空部屋の有効活用などに取組む。</li> </ul>  |
| 都市再生機構（UR）住宅管理事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・URによる売却までの間、適確な管理を継続</li> <li>・県営住宅と同じく、高齢者等に対する支援の充実に取り組む</li> </ul>   |

|              |  |
|--------------|--|
| 定期借地権付土地管理事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した地代収入の確保</li> </ul>   |
| 戦略広報の推進      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○入居率向上のための効果的な広報</li> <li>・入居希望者の属性に合わせた広報展開（ホームページの活用、公的窓口における情報発信等）</li> <li>・新築住宅における広報の早期開始</li> <li>○市町営住宅の管理受託の拡大</li> <li>・ホームページ等を活用し、公社管理の優位性（高齢者・外国人入居者支援事業等）を情報発信</li> </ul> |
| 孤立死対策        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り協定業者、自治会等に対する見守り協力要請</li> <li>・熱中症、ヒートショック等の注意喚起</li> <li>・孤独・孤立サポーター養成講座の受講</li> <li>・IoTを活用した見守り支援の検討</li> </ul>  |

#### 4 リスク管理（懸案事項）

| 事業名         | 課題及び対応方針   |
|-------------|--|
| 割賦債権管理事業    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・的確な債権回収の継続</li> <li>・今後の経営環境の変化に対応し、長期滞納者に対する厳正な対応により不良債権の早期処分に努める。</li> </ul>   |
| 富厚里簡易水道事業   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来的な静岡市への移管を目指し、当面は管理組合への移管を目指す。</li> <li>・<b>地元と協議を進める上で課題となる老朽化した施設の更新について、管理組合へ提案及び費用負担を求める交渉を実施</b></li> <li>・利用者の安全・安心を最優先とした、管理業務を着実に実施</li> <li>・事業認可申請</li> <li>・修繕費の増加等による経営悪化対策として、料金値上げを検討</li> </ul> |
| 足久保下水道事業    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元管理組合との移管協議を継続する。</li> <li>・移管までの間、大規模修繕のリスクを回避するため、施設老朽化の調査を行うほか、計画的な部品の交換及び適切な修繕を実施する。</li> <li>・管理組合との良好な関係のもと、既存施設の長寿命化を図るため、勉強会を開催するなど、検討を継続する。</li> </ul>   |
| コンプライアンスの徹底 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○管理監督者は、部下職員の模範として、高い倫理意識を持って行動する。</li> <li>○公営住宅法、条例、規則、各種取扱要綱等の遵守</li> <li>○適正な個人情報の管理</li> <li>・公的研修会（公営住宅管理研修、全住連研修会等）の参加</li> </ul>  |

|             |  |
|-------------|--|
|             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職研修会への参加、職員の社内研修会（接遇研修等）の実施</li> </ul> |
| <b>危機管理</b> | <b>施設の老朽化に対応した各種点検等の実施及び危険を伴う箇所の速やかな修繕の実施</b>                                    |

## 5 将来展望

| 区 分                  | 対応方針  |
|----------------------|---|
| 県営住宅等管理事業            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の管理代行者として引き続き適確な管理を行うことにより、民間委託(指定管理制度)との差別化を図り、管理代行を継続する。</li> <li>・地域包括支援センターや市町の福祉部局、国際交流協会等との連携を通じて、地域の自治力等を高める活動や地域住民の共生に貢献する。</li> <li>・高齢者及び外国人入居者事業を積極的にPRすることにより、公社管理の評価を高める。</li> </ul>                          |
| 市町営住宅管理事業            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効率性、採算性に加えて、人材の確保を考慮の上、受託拡大を推進</li> </ul>  |
| 都市再生機構（UR）住宅管理事業     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・URは全団地を売却する方針であり、将来事業終了が予想されている。それまでの間は着実に管理を継続、売却時には管理会社等に円滑に管理を引き継ぐ。</li> </ul>   |
| 定期借地権付土地管理事業（～R35年度） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和35年度まで事業を継続（黒字継続）</li> <li>・借地人から申出があった場合は土地を売却</li> </ul>  |
| 割賦債権管理事業（～R17年度）     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常債権が償還完了となる令和17年度までに事業終了</li> <li>・Dランク債権については早期処分を進めることにより業務量の縮小を図る。</li> </ul>   |
| 富厚里簡易水道事業            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来的には静岡市への移管を目指し、当面は管理組合への移管を目指す。移管協議において障害となる施設老朽化等の課題をひとつひとつ解決していくことで移管への道筋をつけていく。</li> <li>・短期間での解決は困難と予想されるため、施設の更新を進める傍ら、維持管理に十分な配慮をしながら管理を継続する。</li> <li>・居住者の減少等により収支悪化が予想されるため、必要に応じて料金改定を検討するなど収支改善を図る。</li> </ul> |
| 足久保下水道事業             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・足久保下水道の地元管理組合への移管を目指す。</li> <li>・清算事業として早期の終了を目指す。短期間での解決は困難と想定されるため、当面は老朽化調査を実施しながら施設の長寿命化を図り、維持管理に十分な配慮をしながら管理を継続する。</li> </ul>   |

## 6 収支見込

- ・今後、県営住宅管理戸数の減少、都市再生機構（UR）住宅管理事業の縮小・終了等が見込まれる。
- ・市町営住宅管理事業の拡大等により、経常損益で黒字を維持する。
- ・割賦債権管理事業はDランク債権の処分により赤字が縮小する。

◎今後の収支見込

(単位：百万円)

| 年度<br>区分 | R 5<br>計画 | R 5<br>見込 | R 6<br>計画 | R 7<br>見込 | R 8<br>見込 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 受託事業     | 33        | 31        | 20        | 22        | 19        |
| その他      | 1         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 事業収支     | 34        | 31        | 20        | 22        | 19        |
| 経常損益     | 46        | 43        | 30        | 23        | 21        |

## 7 組織体制

- ・市町営住宅管理事業の拡大による業務量の増加と、県営住宅管理戸数の減少や都市再生機構（UR）住宅管理事業の縮小・終了に伴う業務量の減少を勘案し、業務量に応じた必要人員を過不足無く確保する。
- ・市町営住宅の新規受託、又は都市再生機構（UR）住宅管理の終了がなければ現有人員を維持。市町営住宅の新規受託があれば業務量の増加に応じた人員を採用、都市再生機構（UR）住宅管理の終了があれば業務量の減少に応じて嘱託職員を減員する。
- ・**定年延長を踏まえた採用計画を策定する。**

◎今後の職員数見込

(単位：人)

|      | R 5 現在 | R 6 見込 | R 7 見込 | R 8 見込 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 正規職員 | 20     | 20     | 20     | 20     |
| 派遣職員 | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 嘱託職員 | 29     | 30     | 30     | 30     |
| 計    | 49     | 50     | 50     | 50     |